

神戸市立水産会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 1 号

神戸市立水産会館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立水産会館条例施行規則（昭和56年 8 月規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第 5 条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 (1) [略] (2) <u>神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて施設を使用するとき。</u> (3) [略] 附 則 1 [略] (指定管理者不在等期間における会	(使用料の納付) 第 5 条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 (1) [略] (2) [略] 附 則 1 [略] (指定管理者不在等期間における会

館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第3号、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第5条第3号中「条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第2号、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第5条第2号中「条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。））」とあるのは「市長」と、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。